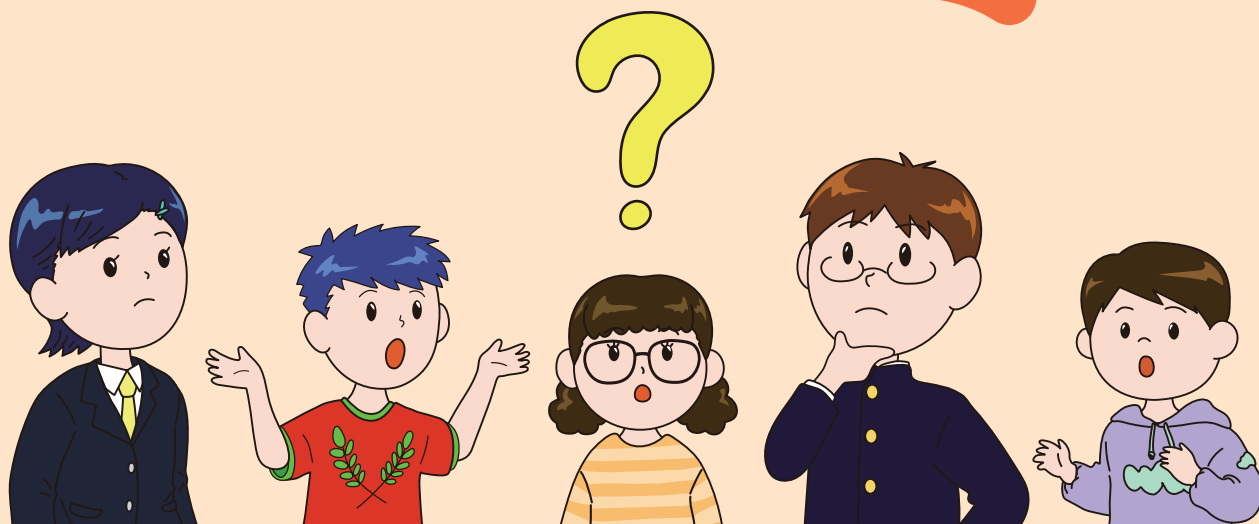


すべての子ども・おとなに知ってほしい

子ども 基本法

ってなに？

やさしい版



子どもまんなか
子ども家庭庁

はじめに

「^{きほんほう} ^しこども基本法」を知っていますか？

^{わかもの} ^{ひとり} ^{たいせつ} ^{そんざい}
こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。
^{じぶん} ^{しあわ} ^{せいちょう} ^く
みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、
^{しゃかいぜんたい} ^{ささ} ^{じゅうよう}
社会全体で支えていくことがとても重要です。

^{きほんほう} ^{しゃかい} ^{めざ}
こども基本法とは、こうした社会を目指して
^{わかもの} ^{かん} ^{とりくみ} ^{すす} ^{うえ}
こどもや若者に関する取組を進めていく上で
^{きほん} ^き ^{ほうりつ}
基本になることを決めた法律です。
^{れいわ} ^{ねん} ^{がつ} ^{かていちょう} ^{どうじ}
令和5年4月に、こども家庭庁ができるのと同時に
^{きほんほう} ^{うご} ^だ
こども基本法も動き出します。

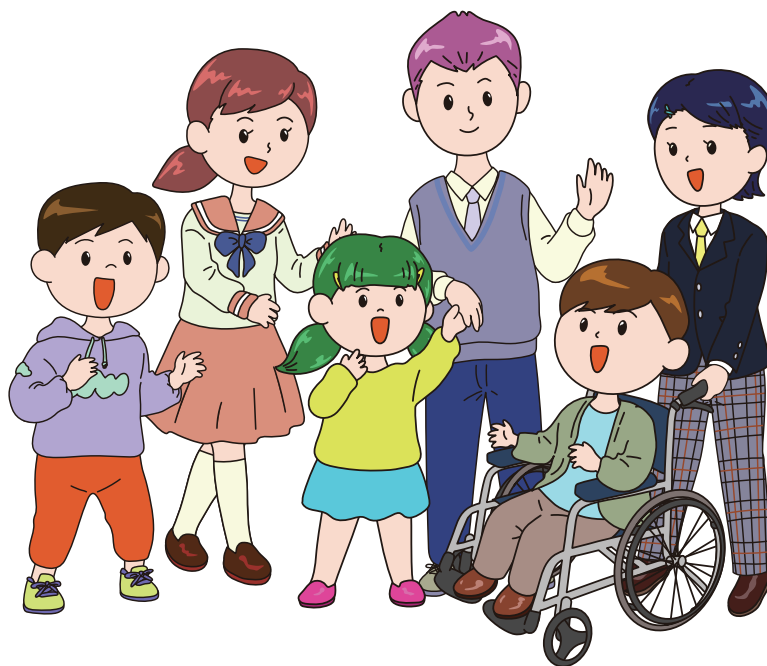
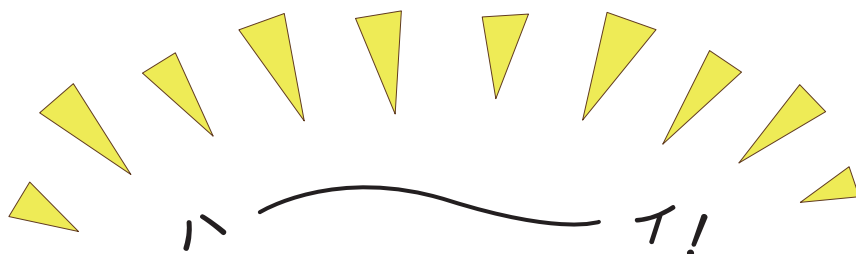
ぜひこのパンフレットで「^{きほんほう} ^しこども基本法」のことを知っていただき、
^{しゃかい} ^{いっしょ}
「こどもまんなか社会」を一緒につくっていきましょう。



もくじ

- ・そもそもなんのためにこの法律ほうりつをつくったの? P04
- ・「こども施策し さく」ってどんなこと? P05
- ・「こども」って何歳なんさいまでのこといを言うの? P06
- ・こども施策し さくが大切たいせつにしている考え方かんがって何かた? P07 P08
- ・「児童じ どうの権利けん りに関する条約かん じょうやく」について知しっておこう! .. P09 P10
- ・こども施策し さくについて意見い けんを言いいたいんですが...? P11
- ・私わたしたちはどうやって意見い けんを言いうの? P12
- ・私わたしたちから聴きいた意見い けんはどうなるの? P13 P14
- ・こども施策し さくはどうやって進すすめていくの? P15
- ・こども基本法き ほん ぽうって、もっとなくさんひとの人に P16
知しらせたほうがいいんじゃない?

それでは、
きほんほう
「こども基本法」について
しつもん いけん ひと
質問や意見がある人！



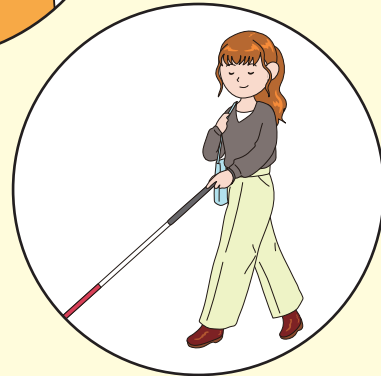
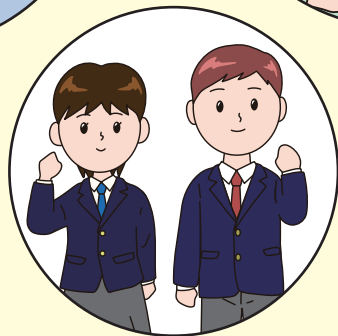
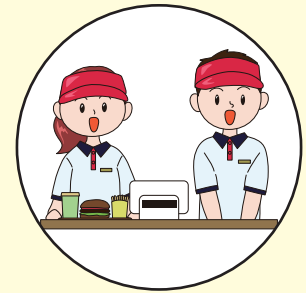
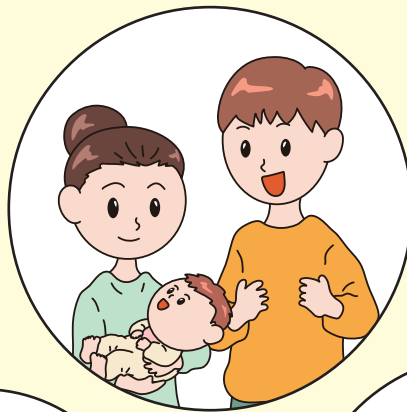
こた
さっそくお答えしていきます！

Q. そもそもなんのために この法律をつくったの？



A

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、
その基本的な考え方をはっきりとさせ、国や都道府県、市区町村など
社会全体で、こどもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられ
ました。これから国や都道府県、市区町村は、このこども基本法の
内容にそって、こどもや若者に関する取組を進めていきます。



もっと知りたい人はこちら！

第1条(目的) ※一部文章を抜き出し

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、(略)こども施策を総合的に推進することを目的とする。

Q. 「こども施策」って どんなこと？



A

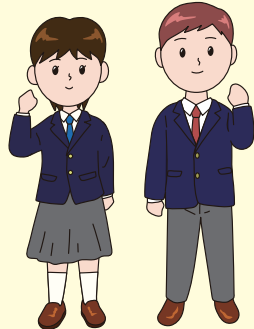
以下のような、こどもに関する取組などを「こども施策」といいます。

・おとなになるまでの心や身体の成長をサポートすること

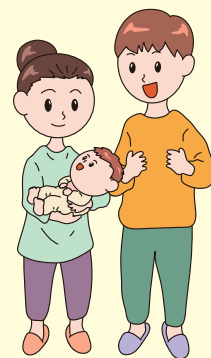
例えば… 居場所づくり、いじめ対策 など

・子育てをする人たちへのサポートをすること

例えば… 働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など



こどもの成長



子育て

もっと知りたい人はこちら！

第2条(定義) ※一部文章を抜き出し

第二条 (略)

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

Q. 「こども」って なんさい 何歳までのことを言うの？



A

こども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートが
なくなならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」と
しています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて
社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



もっと知りたい人はこちら！

第2条(定義) ※一部文章を抜き出し

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 (略)

Q. こども施策が大切に している考え方って何？



A

こども施策は、6つの大切な考え方をもとに行われます。

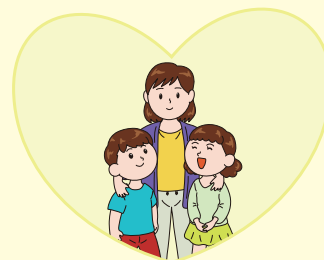
1

すべてのこどもが大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと



2

すべてのこどもが大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること



3

すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
さまざまな活動に参加できること



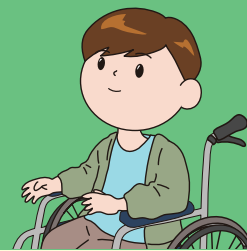
もっと知りたい人はこちら！

第3条(基本理念) ※一部文章を抜き出し

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

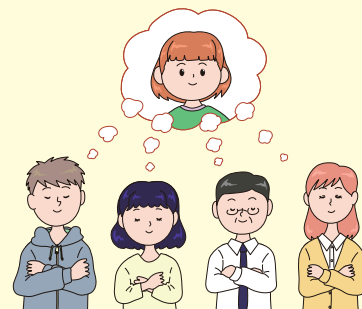
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、
差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、
その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく
保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神ののっとり教育を受ける
機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項
に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

Q. ^{し さく たいせつ}こども施策が大切に ^{かんが かつ なに}している考え方って何？



4

^{い けん ねんれい せいちょう ていど}すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に
^{あ だいじ}合わせて、大事にされ、こどもの^{いま}今とこれからに
^{もっと ゆうせん かんが}とって最もよいことが優先して考えられること



5

^{こそだ}子育てをしている家庭のサポートが十分に
^{かてい じゆうぶん}行われること、家庭で育つのが難しいこどもに
^{おこな かてい こそだ むずか}家庭と同じような環境が用意されること



6

^{かてい こそだ ゆめ も}家庭や子育てに夢を持ち、
^{よろこ かん しゃかい}喜びを感じられる社会をつくること



^{し ひと}もっと知りたい人はこちら！

^{だい じょう き ほん り ねん いち ぶ ぶん しょう め だ}**第3条(基本理念) ※一部文章を抜き出し**

四 ^{すべ}全てのこどもについて、その^{ねんれいおよ はったつ ていど おう}年齢及び発達の程度に応じて、その^{い けん そんちょう}意見が尊重され、
^{さいぜん り えき ゆうせん こうりよ}その最善の利益が優先して考慮されること。

五 ^{よういく かてい き ほん おこな ふ ぼ た ほ ご しゃ だいいちぎてきせき}こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任
^{ゆう にんしき もと もの たい よういく かん じゆうぶん し えん おこな}を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、
^{かてい よういく こんなん かぎ かてい どうよう よういくかんきょう かく ほ}家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、
^{しんしん すこ いくせい}こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 ^{かてい こそだ ゆめ も こそだ とこな よろこ じっかん しゃいかんきょう せい び}家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

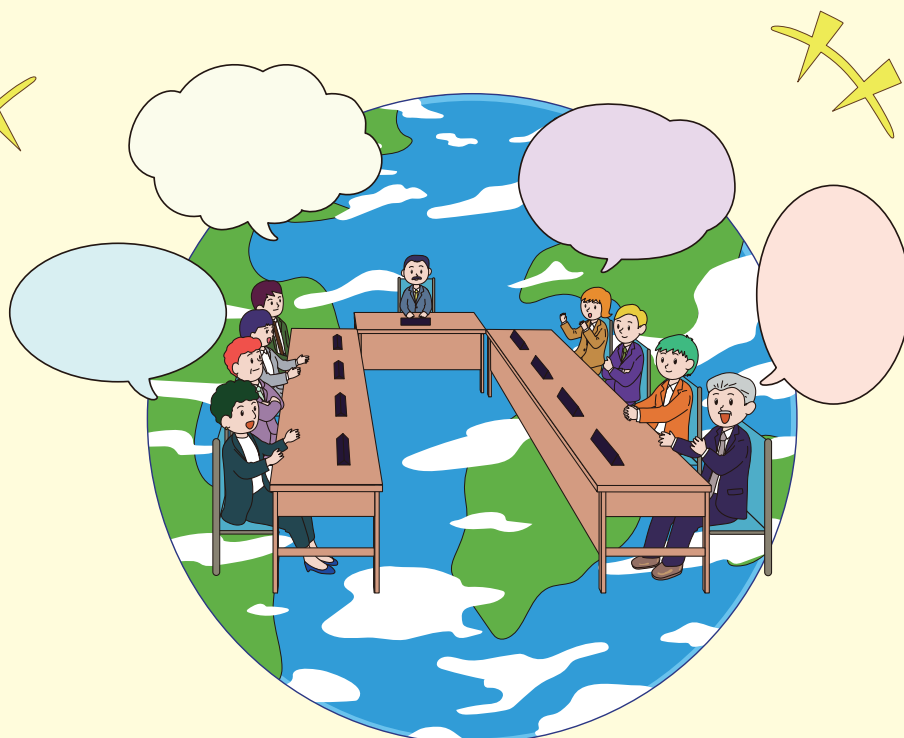
じ どう けん り かん じょうやく
「児童の権利に関する条約」に
ついて知っておこう！ ①



じょうやく にほん ぶく くに ちいき
この条約は、日本を含め196の国と地域が
ていやく
締約しているよ。

じょうやく たいせつ かんが かた
そして、この条約には4つの大切な考え方が
あつて、こども基本法を知る上でとっても
き ほんほう し うえ
大切だから、次のページをしっかりと読んでね！
たいせつ つぎ よ

けん り
こどもの権利についての
じょうやく
条約があるんだね。



「じ どう 児童のけん り 権利に関するかん 条約」に ついてし 知っておこう! ②

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

にほん きょうかい
日本ユニセフ協会の
ホームページの文章を
そのままつか
使っています。

1 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、
「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、
おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況
などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら
URL:https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

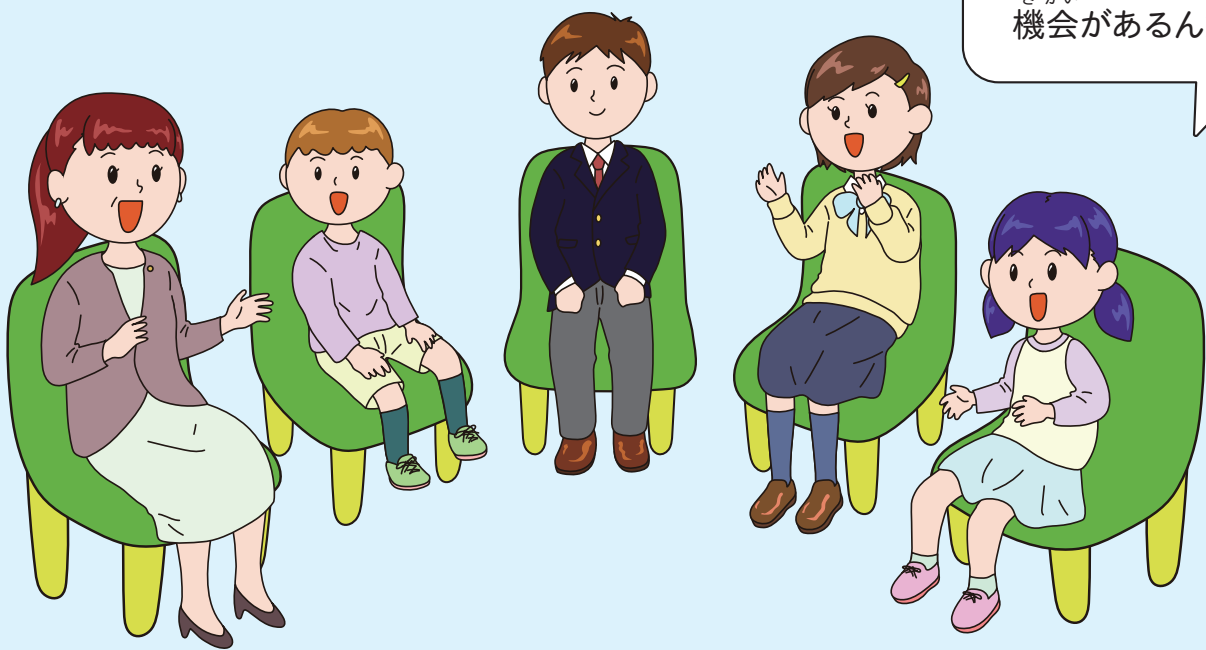


Q. こども施策^{し さく}について意見^{い けん}を 言^いいた^いい^んん^です^が…？



A

もちろん、こどもや若^{わか}者^{もの}の意見^{い けん}を聴^きき^なが^ら
国^{くに}や都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}、市^し区^く町^{ちょう}村^{そん}は、こども施策^{し さく}を^{すす}め^てい^きま^す。



もっと知^しりたい^{ひと}人は^こちら[!]！

第11条^{だい じゅう じよう}(こども施策^{し さく}に^{たい}する^こども^{とう}等^{い けん}の^{はんえい}意見^{い けん}の^{はんえい}反映^{はんえい})

第^{だい}十^{じゅう}一^{いち}条^{じょう} 国^{くに}及^{およ}び^{ひょうか}地^ち方^{ほう}公^{こう}共^{きょう}団^{だん}体^{たい}は、こども施策^{し さく}を^{さく}定^{てい}し、実^{じつ}施^しし、及^{およ}び^{ひょうか}評^{ひょう}価^かする^に当^あた^って^は、
当^{とう}該^{がい}こ^こども^し策^{さく}の^{たい}象^{しょう}と^なる^こども^{また}又^{また}は^こども^{よう}を^いく^{もの}を^た養^{かん}育^{けい}する^者そ^の他^の関^{かん}係^{けい}者^{しゃ}の^いけん^{はんえい}意^い見^{けん}を^{はんえい}反^{はん}映^{えい}
さ^せる^ため^に必^{ひつ}要^{よう}な^そ措^ち置^{こう}を^{こう}講^{こう}ず^るもの^とす^る。

Q. 私たちはどうやって 意見を言うの？



A

たとえば、次の方法を考えています。

・インターネットを使ったアンケート

・行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組

・おとなの会議への子どもや若者のみなさんの参加

・子どもや若者を対象としたパブリックコメント

(国や都道府県、市区町村が意見を募集すること)

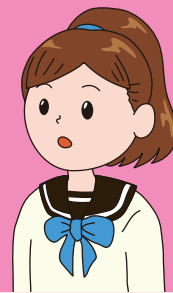


もっと知りたい人はこちら！

第11条(子ども施策に対する子ども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

Q. 私たちから聞いた意見は どうなるの？



A

みなさんから聞いた意見を大事にして、こども施策を進めていきます。

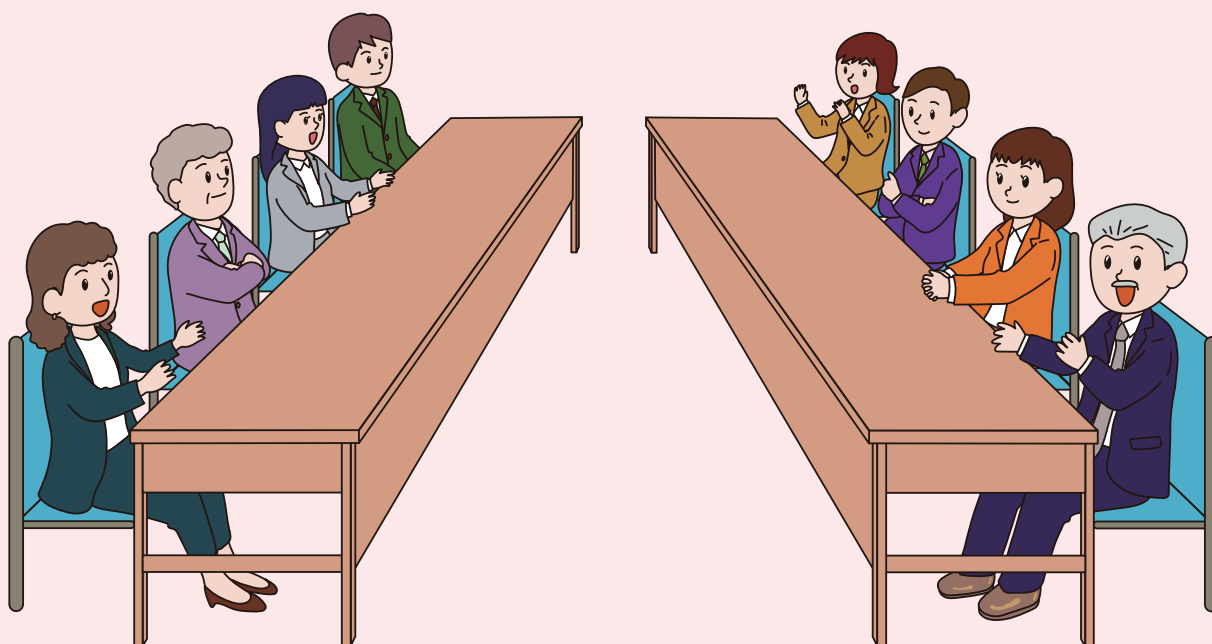
例えば、みんなから聞いた意見をこどもに関する国の取組を話し合う

大事な会議に届けたりしていきます。

そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的をふまえ、

みなさんの意見が実現できるかどうかを考えながら、

こども施策に取り組んでいきます。



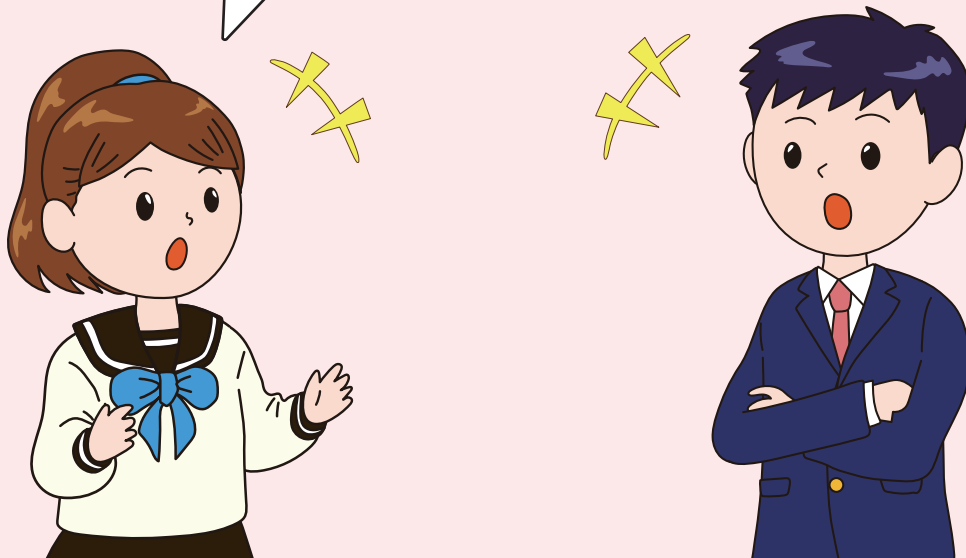
もっと知りたい人はこちら！

第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

わたし
私たち子どもが
いけん いば
意見を言う場や
きかい
機会があるんだね

いけん
ぼくたちの意見を
き
聴きながら、
とく
どう取り組んでいくか
かんが
考えられていくんだね



こえ き
そうです!みなさんの声を聴きながら
わかもの しあわ く しゃかい
すべての子どもや若者が幸せに暮らせる社会にしていけるのです。



Q. こども施策は どうやって進めていくの？



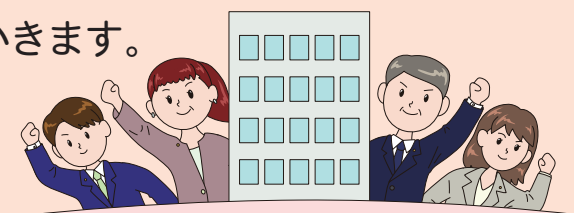
A

総理大臣をリーダーに、こどものみなさんの意見を聴きながら、

こども施策の基本的な方針(こども大綱)をつくります。

この方針をもとに、都道府県や市区町村が「こども計画」をつくり、

社会全体でこども施策に取り組んでいきます。



もっと知りたい人はこちら！

第9条(こども施策に関する大綱) ※一部文章を抜き出し

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2～7 (略)

第10条(都道府県こども計画等) ※一部文章を抜き出し

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3～5 (略)

第17条、第18条(こども政策推進会議) ※一部文章を抜き出し

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二～四 (略)

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 (略)

Q.

き ほんほう
こども基本法って、もっとたくさんの
ひと し
人に知らせたほうがいいんじゃない？



A

そうですね！こども施策はこどもや親だけのものではありません。
すべての国民がこどものことを考え、施策に協力し、みんなで
「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいくことが必要です。
だから、こどものみなさんはもちろんたくさんの人に知ってもら
うことが大切です。こども基本法はまだできたばかりです。
これからもっとお知らせしていきます！



し ひと
もっと知りたい人はこちら！

だい じょう こくみん どりやく 第7条(国民の努力)

だいななじょう こくみん き ほん り ねん
第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は
ちほうこうきょうだんたい じっし
地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。

だい じょう ほうりつおよ じどう けんり かん じょうやく しゅ し およ ないよう 第15条(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

だいじゅうごじょう くに ほうりつおよ じどう けんり かん じょうやく しゅ し およ ないよう
第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を
つう こくみん しゅうち ほか
通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

さいごよ
最後まで読んでくれて
ありがとうございました！



きほんほう
「こども基本法」について

きょうみも
興味を持ってもらえましたか？



くに とどうふけん しくちょうそん
国や都道府県、市区町村で

しさくすす
しっかりこども施策を進めていきます。

おとな しあわ
こどもも大人も、みんなが幸せな

せいかつ おく しゃかい
生活を送ることのできる社会を



つくっていきましょう！



もっと詳しいことが知りたい人はこちらを見てね！

子ども基本法や子ども家庭庁について、
かんたんにわかる動画もあるよ！

「子ども基本法」動画 やさしい版



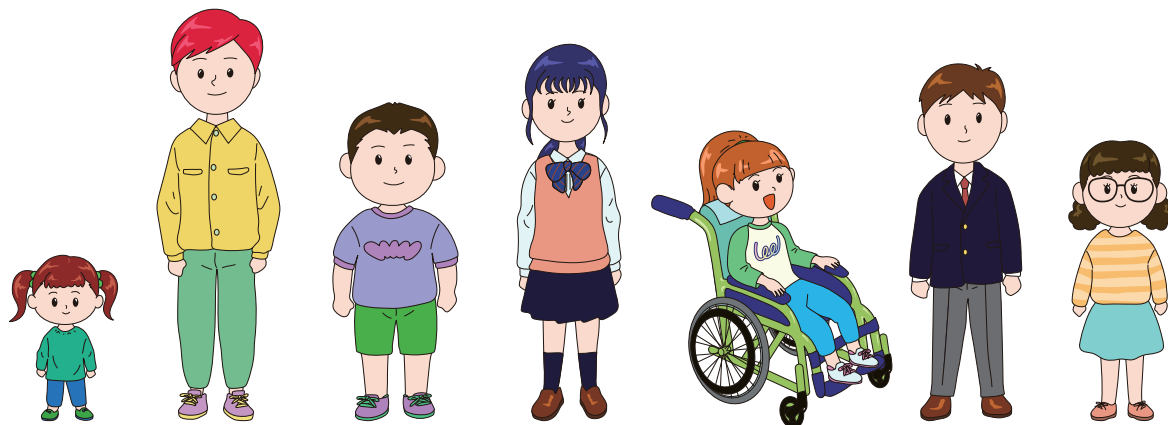
<https://youtu.be/NMw-JqACFLM>

「子ども家庭庁」動画 やさしい版



https://youtu.be/c_rEkL-nYAE

※PDFでは  がある場所はクリックでアクセスできます。



こどもまんなか
こども家庭庁